

受付は令和6年7月1日から

町内住宅を賃貸・引っ越し・住宅リフォーム

最大 **60万円** 補助

29歳以下：上限60万円
39歳以下：上限30万円

39歳以下
新婚世帯

経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、住宅賃借費や引越費用、住宅のリフォーム費の一部を補助します

対象者

- 新婚世帯で、世帯の所得が500万円未満 かつ
- 婚姻日が令和6年1月1日～令和7年3月31日まで など

対象経費

- 住宅の賃借費(敷金・礼金・賃料・共益費・仲介手数料)
- 引越費用
- リフォーム費用
- ※ 支払日が令和6年1月1日～令和7年3月31日まで

詳細は裏面をご覧ください



三宅町移住定住促進補助金(結婚新生活支援分)

問い合わせ先

三宅町役場 政策推進課 〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂689
☎0745-44-3070 ✉seisaku@town.miyake.lg.jp

2024年4月発行

結婚新生活支援分

概要

R6年1月1日～R7年3月31日までに婚姻届を提出した39歳以下の新婚世帯に対して、町内への引っ越し費用と家賃及び住宅のリフォーム費を補助(所得制限あり)

対象となる方

<input type="checkbox"/>	R6年1月1日～R7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された新婚世帯		
<input type="checkbox"/>	婚姻日時時点で夫婦ともに39歳以下		
<input type="checkbox"/>	補助金申請日に夫婦双方または一方の住所が転入住宅の住所		
<input type="checkbox"/>	住居賃借費の補助金交付を申請する場合、対象住宅の契約名義人は夫婦のいずれかである		
<input type="checkbox"/>	対象経費は、夫婦のいずれかが支払っているもので、夫婦の親族に支払ったものではない		
<input type="checkbox"/>	新婚世帯の総所得金額(※1)が500万円未満である(※2)		
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上、三宅町に継続して居住する意思がある夫婦		
<input type="checkbox"/>	過去に夫婦の双方または一方が結婚新生活支援事業の補助金を受けたことがない		
<input type="checkbox"/>	国及び地方公共団体等が実施する事業において、移転補償を受けていない		
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方に町税等の滞納がない	<input type="checkbox"/>	暴力団員等との関わりがない
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けていない	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していない

※1 総所得金額

R6年度の総所得金額の合計。

※2 次のいずれかに該当する場合は、それぞれの方法によって計算した額500万円未満であること。

・夫婦の双方または一方が貸与型奨学金を返済している場合

⇒世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を差し引いた額

補助額

29歳以下： 上限 60万円

30～39歳以下： 上限 30万円

申請の流れ

申請受付期間：令和6年7月1日～令和7年3月31日

- 下記提出書類が全て揃い次第、窓口へ提出（代理の方の提出も可能です）
- 提出書類の審査を行い、町から交付決定通知の発送後、指定された口座に補助金を振り込みます

対象経費

期間 R6年1月1日からR7年3月31日までの間に申請者が支払った費用

住居賃借費

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅物件を賃借した費用

○賃料 ○敷金 ○礼金 ○共益費 ○仲介手数料

※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、月額手当額を除いた額

引越費用

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅物件に引っ越しするために、引越業者又は運送業者へ支払った費用

住宅リフォーム費

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

対象外の経費

- 補助金の申請日において現に居住していない賃貸住宅物件に係る経費
- 賃貸に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱水費等
- 婚姻前に支払った経費
- 夫婦の親族に支払った経費
- 住宅のリフォームに伴う倉庫・車庫・門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用
- 家電購入・設置に係る費用

結婚新生活支援分

提出書類

提出書類	備考	取得場所
<input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号)		町ホームページまたは窓口
<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(様式第2号) ※事業所での記入・押印が必要	住居賃借費の申請をする場合で正規職員として就業されている場合(夫婦2人分) (手当が支給されていない場合含む)	町ホームページまたは窓口
<input type="checkbox"/> 交付請求書(様式第6号)		町ホームページまたは窓口
<input type="checkbox"/> 住民票謄本の写し	世帯全員、続柄の記載があるもの 町内住宅に住民票を移した後のもの	三宅町役場 住民保険課
<input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本の写し		本籍地のある市区町村役場
<input type="checkbox"/> 所得証明書 (R6年度)	夫婦2人分	R6年1月1日在住の市区町村 ※発行が可能になるのはR6年6月頃からです。各市区町村で発行時期が異なるので、直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 未納がないことがわかる証明書 (R6年度を含む) 例) 完納証明書・納税証明書など	18歳以上の世帯全員分	
<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類	貸与型奨学金を返済している場合	日本学生支援機構の「奨学金返還証明書」など
<input type="checkbox"/> 賃借住宅物件の賃貸借契約書	住居賃借費の申請をする場合	
<input type="checkbox"/> 賃借住宅物件に係る領収書の写し (家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)	住居賃借費の申請をする場合	
<input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し	引越費用の申請をする場合	
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できる書類の写し	住宅のリフォーム費の申請をする場合	
<input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム費に係る領収書の写し	住宅のリフォーム費の申請をする場合	
<input type="checkbox"/> アンケート		町ホームページまたは窓口

補助金の返還

全額返還	半額返還
虚偽の申請をした 申請日から3年未満に三宅町から転出した	申請日から3年以上5年以内に三宅町から転出した

その他

- 該当する場合は、住宅取得支援分または移住就業支援分(どちらか一方)もあわせて申請可能です。
- 申請内容に変更があった場合、変更内容がわかる書類を添付して変更申請書を提出してください。
- 申請の受付件数は予算の範囲内となりますので、先着順となります。
- 受付は必要書類をすべて提出いただいた時点で行います。記載漏れ、添付漏れには十分ご注意ください。また、必要に応じて他の添付書類の提出を求める場合があります。
- 必要書類の提出後に審査を行います。審査の結果、要件に該当しないと判断された場合は不交付の決定が行われますことをご了承ください。